

四国における建設業の 経営力向上の現状

建政部 計画・建設産業課

久保 智椰

管内の建設事業者を対象に、日々、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定業務を執行している。現在、建設業界は、高齢化や将来の担い手確保に課題を抱えるといわれており、業界存続のためにも各企業の経営力向上には大きな意義がある。本発表は、当該認定業務より得たデータ等を基に、四国における建設業の経営力向上の現状を考察するものである。

キーワード 建設業、経営力向上、四国

1. はじめに

中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」は、中小企業・小規模事業者等が経営強化を図るため事業所管庁の認定を受けて取り組むものである。認定を受けることにより、中小企業経営強化税制の適用や各種金融支援の対象とすることができる。

平成28年度以降、同認定が開始されており、中小企業庁HPにて全業種の認定状況が公表されている。¹⁾

令和4年3月31日現在、全26業種合計138,472件を認定している。最多は製造業の50,868件で、建設業は35,857件で2番目に活用の多い業種となっている。(図-1)

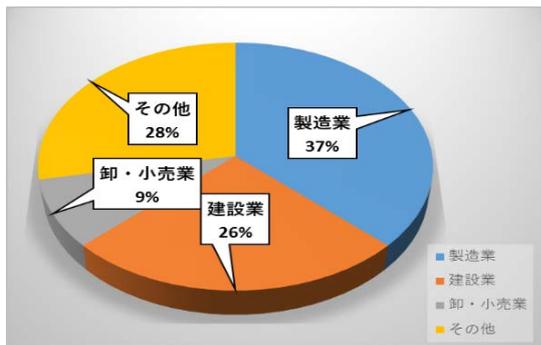


図-1 全国産業別認定状況

四国地方整備局においても、当初計画認定、変更計画認定あわせ、累積3800件程度、ここ数年は年間800件程度の認定を行っている。(表-1)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
徳島県	14	108	130	154	157	175
香川県	19	141	152	148	159	147
愛媛県	26	195	287	276	336	281
高知県	9	172	169	147	193	210
計	68	616	738	725	845	813

表-1 四国の認定状況

2. 経営力向上計画の取組項目・認定要件等

建設業の認定にあたっての具体的な基準は、国土交通大臣が定める「建設業分野に係る経営力向上に関する指針」によっており、以下の要件をそれぞれ満たす必要がある。

(1) 経営力向上のため実施する必要がある事項

- ①人材育成に関すること
 - ・教育訓練の充実、多能工化、処遇改善等
- ②財務管理に関すること
 - ・原価管理の高度化、業務効率化等
- ③営業活動に関すること
 - ・受注計画の策定、適正利潤確保等
- ④生産性向上に関すること
 - ・ICTの推進、NETIS導入、機器導入等
- ⑤人材確保・事業承継に関すること
 - ・人材確保・人材育成、高齢者活用、事業承継計画等
- ⑥建設企業のイメージアップに関すること
 - ・社会貢献、環境負荷軽減、防災貢献等

すべてを実施する必要はなく、事業所の規模

に応じて、例えば、中規模事業者であれば、①～④のうち2つ、⑤⑥のうち1つ以上を組み合わせる必要がある。(表-2)

小規模 (～20人)	中規模 (～500人)	中堅 (501人～)
①～④で1つ以上 ⑤⑥で1つ以上推奨	①～④で2つ以上 ⑤⑥で1つ以上	①～④で3つ以上 ⑤⑥で2つ以上

表-2 事業所規模での必要項目数

(2) 経営目標

経営力向上計画の期間は、3・4・5年間のいずれかを選ぶことができ、それぞれの期間ごとに労働生産性の目標上昇率が定められている。

(表-3)

計画期間	目標
3年	1.0%以上
4年	1.5%以上
5年	2.0%以上

表-3 計画期間と経営目標

経営指標は、全産業共通の「基本」のほか、建設業独自として「推奨」「簡易」の方法から選択可能である。(表-4)

区分	計算方法
労働生産性・基本	$(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{労働投入量 (労働者数又は労働者数} \times \text{1人あたり年間就業時間)}$
労働生産性・推奨	$(\text{完成工事総利益} + \text{完成工事原価のうち労務費} + \text{完成工事原価のうち外務費}) \div \text{年間延人工数}$
労働生産性・簡易	$(\text{完成工事総利益} + \text{完成工事原価のうち労務費}) \div \text{直庸技能労働者数}$

表-4 労働生産性別の計算方法

各経営指標の計算方法が示すとおり、いずれも分母は労働力指標のため、労働生産性とは「労働単位あたりの付加価値額」といえる。

経営力向上計画の実施によって、計画後の未来に、例えば労働者あたりの売上利益を現在より増加させ、企業をより強固なものにしようとして取り組むということであるが、本制度は、計画実施の結果として目標に達しなかったとしても、特段の罰則を設けるものではなく、取り組むハードルは高いということはない。

なお人員削減を内容として行う計画については雇用安定の観点から認定の対象としないとされている。

(3) 中小企業経営強化税制の適用等

経営力向上計画認定を受けた事業者は、税制

措置、金融支援等を受けることができる。

計画では設備投資をすることが多いが、税制適用の代表的なものとして、設備取得にかかる税制措置が適用となり、即時償却または所得価額の10%（資本金3千万超1億円以下の法人の場合は7%）の税額控除が選択できることとなる。

即時償却を選択した減税例としては、建設機械を1000万円で購入し、たまたま1000万円の税引き前利益が出ている事業者があると仮定して試算した場合では、税引き前利益が即時償却で0円になり、約167万円の節税となる。（法人税率を年800万以下まで15%、それ以上を23.4%として試算）

その他、日本政策金融公庫による融資や信用保証協会から特別枠での追加保証等、様々な支援策が付属する。

これらの税制措置や金融支援策は、経営力向上計画認定をうける事業者にとって大きなメリットであり、まさに制度利用の動機付けともなっている。

3. 認定の状況

ここでは、令和3年度における認定数813件の認定データ等に基づいた認定状況、傾向を示す。

(1) 申請認定の状況

計画年数は3～5年、計画期間中の同一業種における新規認定申請はできないが、計画期間中であれば、何度変更申請しても差し支えない。

例えば、初年度に○台の建設機械を新規導入し運用するが、次年度以降、新たに■台の老朽機械を更新するといった変更。これが年単位ではなく数か月単位で変更申請されるケースも多く、事業者にとっては追加機器導入のための変更自由度が非常に高い制度といえる。

a) 新規認定、変更認定の別

新規認定は382件、変更認定は431件であり、変更認定が多い結果になった。また、期間中に変更認定申請のあった事業者中、最も変更回数が多かったのは17回目の変更となったケースであった。

変更5回目以降となる認定は89ケースあり、変更認定総数の20%を超える状況。計画中に必要な機械等の新規調達・更新をフレキシブルに実行している状況がうかがえる。

b) 計画年数の別

新規認定382件に関しては、計画年数3年が275件、4年が9件、5年が98件であった。

新規認定では、3年選択が7割を超えており、対応速度を重視し短期計画を採用する傾向にあると考えられる。

変更認定431件に関しては、計画年数3年が201件、4年が15件、5年が215件であった。

新規認定と比べ、5年計画の割合が多くなっている。計画中の変更が容易であることから、変更ありきで取り組むケースでは5年採用の有効度は高いと考えられる。

(2) 認定業者の規模

本制度の認定対象は、従業員数2000人以下の会社や個人事業主等である。

建設業法でいうところの許可の有無や法人格の有無に関わらず対象であり、四国管内の建設事業者は、ごく少数業者を除き、ほとんどすべてが該当することとなる。

a) 資本金の別

新規認定382件中、～1000万は187件、～2000万は90件、2000万円超は105件であった。

1000万円までの資本金帯の割合は49%ほどで、また建設業許可がない事業者（工事規模500万円を超えない請負が可能）の認定は39件、法人格を持たない個人事業者の認定も10件あり、比較的小さな事業者も制度を利用している状況が見て取れる。

次に、資本金と計画年数の相関を以下に示す。

(図-2)

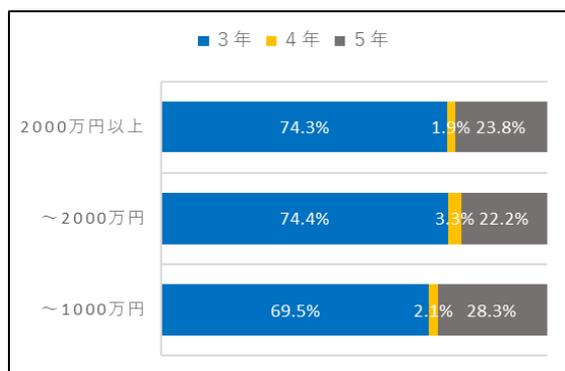


図-2 資本金と計画年数

これに関しては、資本金の大きな企業ほど期間の長い計画年数としている傾向があると想定したものの、結果は、資本金額と計画年数の関係があるといえるほどの差異が生じている状況ではなかった。

b) 各県別

新規認定382件中、徳島県が74件、香川県が75件、愛媛県が128件、高知県が105件。

管内許可業者数（管内15722社）をベースとすれば2.4%程度の活用率となる。県別では、徳島、愛媛が四国全体と同程度、高知は高く、香川は低い状況があった。

(3) 取り組み内容

経営力向上計画で設備取得する場合には、AからCの4種類の区分があるが、建設事業者が

取り組む経営力向上計画では、圧倒的にA類型の「生産性向上設備」取得を選択するケースが多く、ほぼ100%に近い割合となる。

ちなみに、B類型は「収益力強化」、C類型は「デジタル化設備」、D累計は「経営資源集約化」。

認定要件となる実施項目①～⑥の区分について、建設事業者の取り組む事項としては、工事施工の高度化、作業効率化のための新規機器の購入、老朽機械の更新が非常に多く、またそれら設備充実と併せて実施される傾向が非常に高いのが、人材育成の取り組みである。

分野別指針において、①～⑥までの観点を、「組み合わせで取り組む」とする制度設計をとっており、会社規模に応じて「必要数」「推奨」といった例示により、あるべき取り組みの形に誘導されている点も非常に有効性が高い。

取組項目の組み合わせで多くみられるケースとして、

- ・①人材育成に関すること
従業員資格や技能アップを図るため、会社経費で技術・技能検定や講習受講を積極的に進め、キャリアアップを図っていく取り組み
 - ・④生産性向上に関すること
建設機械の導入、ICT、NETISなど先進機器、工法等を積極的に導入して、作業効率改善を図る取り組み（積算ソフト導入も含む。）
 - ・⑥建設企業のイメージアップに関すること
④で導入する建設機械について、排出ガス軽減モデルを選択して環境負荷軽減を図ることや、自治体との協力による防災貢献などを行う取り組み
- の3つを組み合わせたケースである。

この選択肢であれば、中規模の事業者に必要な①～④で2項目、⑤～⑥で1項目の認定要件をクリアすることができ、また小規模の事業者であっても、当然に要件以上の推奨項目数もクリアする前向きな計画とすることができる。

分野別指針に定めるICT導入等の各項目は、いずれも今後の建設産業の維持発展のため普及・拡大することが望まれる事項でもあり、これらが経営力向上計画に謳われ、実践する企業が増えてくれば「業界スタンダード」として地域建設業者に浸透していく事が期待できる。

(4) 導入機器の状況

導入される機器は、建設機械等としての「機械装置」、測量機器等が該当する「器具備品」のほか、「ソフトウェア」、「工具」、「建物付属設備」などがあるが、令和3年度の認定事業で導入さ

れる機器の合計は、1284 件であり 110 億円を超える。

機械装置は最も多く 972 件、101 億円、次いで器具備品 225 件、7 億円。次に、ソフトウェア 85 件、1.5 億円となっている。

なお、具体の導入機器の状況は以下の通り。

- ・機械設備では主に建設機械導入となるが、油圧ショベル、クレーン、ホイールローダー、油圧圧砕機など。圧倒的多数は、ショベル系の建設機械であり、総合工事業、専門工事業ともに広く選択される傾向が強い。舗装系では、振動ローラやアスファルトフィニッシャー、解体系では油圧圧砕機、電気工事業では高所作業車や建柱穴掘機など、各事業者の業種や規模により導入機械の種類や規模感が変化してくる。
- ・器具備品では、マシンガイダンスシステム、レイアウトナビゲーター、トータルステーションがよく選択されており、地域での ICT 施工の拡大・浸透につながっていると考えられる。
- ・ソフトウェアの選択は、いわゆる積算ソフト系が多数を占める。公共入札に際しての参考積算に使用されるものと思料するが、元請、下請にかかわらず、工事積算能力の維持、向上は、事業者の適正利潤確保に肝要と考えられる。

これら自社における機器導入は、平常時工事の効率化のみならず、災害対応にも活用されることが見込まれるもので、人材育成も含めた地域建設業事業者のこうした取り組みは、地域の施工余力や災害対応力の強化に直結してくると考えられる。

4. 建設業の現状とむすび

現在、建設業界は、高齢化や若年入職者の減少により担い手確保の問題が喫緊の課題となっており、特に四国においては、人口減少が、全国と比べ 25 年早く始まっているとされており、他地域と比べても緊急度は高いものと考えられる。

また建設許可業者数や建設投資額がピーク時から随分減少している点や、他産業との比較では労働時間が長い等の問題点も指摘されている。

国土交通省は毎年、建設業許可業者数調査の結果を公表しており、それによれば四国管内の許可業者の減少率は、全国を上回る 24.3%の減少率となっている。²⁾ (表-5)

	H12.3	R4.3	減少率
全国	600,980	475,293	-20.9%
四国管内	20,775	15,722	-24.3%
徳島	4,468	3,089	-30.9%
香川	4,950	4,017	-18.8%
愛媛	7,402	5,659	-23.5%
高知	3,955	2,957	-25.2%

表-5 建設業者数の推移と減少率

建設業者は公共工事の「担い手」、災害から地域を守る「守り手」として重要な存在であり、来にわたって維持、発展が望まれる業界であることはいうまでもない。

業界存続や適正価格での工事発注にとっては、市中の建設事業者を「減少させない」という事が非常に重要な要素であり、「創業させる」、「経営を強化する」、「廃業させない」といった業界へのアプローチは重要である。

経営力向上計画の取り組みは、人材育成、生産性向上、設備導入、財務、経営管理、建設業イメージアップ等であり、これらは事業者の経営体力の増強、事業継続に大きく貢献するものである。

また、事業承継の観点も含む本制度は、「減少させない」という観点からすれば、非常に効果的な事業であると考えており、今後もより多くの建設業者に活用されることを期待するものである。

当課においては、経営力向上計画の他にも人材活用や各種金融支援、建設業の取引適正化の推進、建設キャリアアップシステム推進等、建設業の支援や指導にかかる様々な業務を担当しており、また整備局全体としても、管内自治体と連携してのダンピング対策や週休 2 日、工期平準化といった取り組み等を推進している。

それらの取り組みの成果が順調に実を結び、四国地域の建設業界がこれからますます発展していくことを願っている。

参考文献

- 1) 中小企業庁：中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定状況について(令和 4 年 3 月 31 日現在)
- 2) 国土交通省 不動産・建設経済局：建設業許可業者数調査の結果について－建設業許可業者の現状(令和 3 年 3 月末現在)－